

分譲集合住宅共用部分修繕等工事資金利子補給制度

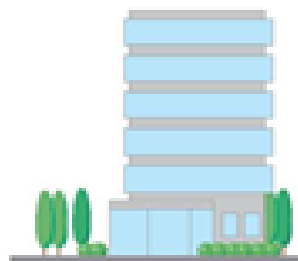
この制度は、分譲マンションの共用部分の修繕や改良工事を行う際に、その資金を住宅金融支援機構などの金融機関から借り入れた管理組合に対し、利子補給を行うことにより大規模修繕等の計画修繕の実施を促進し、居住水準の向上や良好な住環境の維持・形成を図ることを目的としています。

対象

金融機関から融資を受けて共用部分の修繕・改良工事を行う市内の分譲集合住宅管理組合

対象となる修繕・改修工事

- 建物や設備の維持、保全工事（外壁の塗装、亀裂の補修など）
- 共用施設の維持、保全工事（廊下、階段、エレベーター、給排水設備、保安・通信設備など）
- 各種共用部分（共用施設）の新設や改修などの工事



利子補給内容

補給対象融資額：金融機関の融資額を限度

利子補給額：借入利率に基づき算出した利子額と、当該利率から1%を減じ算出した利子額との差額。ただし、借入利率が1%以下の場合には全額（10円未満切り捨て）。

利子補給期間：初回返済月から10年間（返済期間が10年未満の場合は返済期間）

申請の流れ

1. 資格申請

資格申請書（1号様式）に金融機関に提出した申込書類の写し、工事見積書を添えて工事請負契約日までに提出してください。

※この申請により、市から資格決定通知を行います。

工事契約締結後、契約書の写し、金融機関の発行する返済予定表の写しを提出してください。

2. 交付申請

毎年12月上旬に交付申請書類を送付します。金融機関との契約書の写し、返済予定表の写しを添えて交付申請をしてください。

※この申請により、市から交付決定通知を行います。

3. 交付請求

支払利息証明書を添えて交付請求書を提出してください。

お問い合わせ

浦安市 都市政策部 住宅課

TEL：047-712-6284

FAX：047-353-4378

Email：jyutaku@city.urayasu.lg.jp